

【小規模工事等見積参加登録申請の手引き】
＜令和8・9年度登録分＞

八王子市契約資産部契約課

1 小規模工事等見積参加登録（以下「小規模登録」という。）の申請を行うためには、次の(1)～(6)のすべての条件を満たすことが必要です。

- (1) 建設工事等競争入札参加資格者でないこと。
- (2) 市内に本社の商業登記を有する法人事業者又は市内に住民登録を有する個人事業者であること。
- (3) 常時業務に従事する者（代表・役員は含まない）が5人以下であること。
- (4) 次のすべての税目に滞納がないこと。
 - ・法人税（申請者が個人である場合は所得税）
 - ・消費税及び地方消費税
 - ・八王子市に係る次の市税

法人事業者の場合	法人に係るもの	<ul style="list-style-type: none">・法人市民税・固定資産税、都市計画税・事業所税・従業員の市民税特別徴収分・軽自動車税
	法人代表者に係るもの	<ul style="list-style-type: none">・代表者の個人市民税・代表者の固定資産税、都市計画税・代表者の軽自動車税
個人事業者の場合		<ul style="list-style-type: none">・個人市民税・固定資産税、都市計画税・事業所税・軽自動車税

- (5) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (6) 申請業種の営業を行うに当たり必要な許可、免許、資格等を有する者であること。

2 提出書類

- (1) 小規模工事等見積参加登録申請書（2部）
- (2) 申請業種の営業に当たり許可、免許、資格等が必要な場合は、これらの許可等を有していることを証する書類の写し（許可証、免許証、資格者証など）
- (3) 次のいずれかの書類
 - ・登記簿謄本（法人又は商号登記をしている個人のみ　3か月以内に取得したもの）
 - ・住民票（商号登記をしていない個人のみ　3か月以内に取得したもの）

※ 住民票は、世帯員の一部（申請者本人）が表示されたものを提出してください。世帯主・続柄、本籍・筆頭者の記載は必要ありません。
- (4) 誓約書（個人のみ）
- (5) 納税証明書
 - ・法人税 又は 所得税（いずれも「その1」が必要）
 - ・消費税及び地方消費税（「その1」が必要）

※ 設立から1期（年）未満の法人は納税証明書の代わりに次の書類を提出してください。

 - ・設立年月日が確認できる書類
(例：履歴事項全部証明書、法人設立届出書の写し（税務署に提出したもの))
 - ・決算期が確認できる書類
(例：定款、法人設立届出書の写し（税務署に提出したもの))
- (6) 市税納税状況調査票

(7) 雇用保険等加入状況申出書

※加入している保険について、加入状況が確認できる書類を添付してください。

(8) 返信用封筒（A4用紙が折らずに入るサイズで、宛名を記入し返信用切手140円分を貼ったもの）

(9) 提出書類チェックシート

(10) 支払金口座振替依頼書（債権者登録）

※ 令和6・7年度登録より継続して申請する方で、登録内容に変更がない場合は提出不要です。

3 申請受付期間

(1) 令和8年（2026年）4月1日からの登録を希望する場合

令和7年（2025年）12月1日から令和8年（2026年）2月27日まで

(2) (1)以外の場合

令和8年（2026年）3月1日以降、随時受け付けております。

毎月1日～15日までに申請を受け付けた場合は受付月の翌月からの登録開始、16日以降に申請を受け付けた場合は受付月の翌々月からの登録開始となります。

※ 令和8年3月1日～3月15日までに申請を受け付けた場合は、令和8年5月1日からの登録開始となります。

※ 申請書類に不備等がある場合は、上記のとおり登録できない場合があります。

4 申請方法

申請書及び必要書類を、八王子市契約資産部契約課に持参又は郵送により提出してください。

（提出先）

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市役所 契約資産部契約課 工事契約担当

5 登録有効期間

登録開始日から令和10年（2028年）3月31日まで

6 申請書の記載方法等

(1) 小規模工事等見積参加登録申請書

ア 受付番号

新規で登録申請される方は、記入不要です。

令和6・7年度登録より継続して申請する方は、前回登録時に八王子市から返付された小規模工事等見積参加登録申請書（以下「登録申請書」という。）に記載されている受付番号を記入してください。

イ 所在地（住所）

営業所の所在地（住所）が、登記上の本店所在地や住民票の住所（以下「登記簿等の記載住所」という。）と同一である場合には、登記簿等の記載住所を記入してください。登記簿等の記載住所以外の場所に営業所を設けている場合には、その営業所の所在地（市からの文書を確実に受領できる住所）を記入してください。

ウ 商号・名称

商号又は名称を記入してください。個人で商号登記をしていない場合は屋号（「〇〇建設」等、通常の営業活動に使用しているもの）を記入してください。

なお、個人で商号、屋号のいずれも使用していない場合は、個人名を記入してください。

- エ 代表者役職名
代表者の役職を記入してください。個人の場合は省略可能です。
- オ 代表者氏名
代表者（個人事業者の場合は、事業主本人）の氏名を記入してください。使用できる文字は漢字、ひらがな、カタカナ、英字となります。
※ 小規模工事等を受注した際に作成する契約書、請書、請求書等の記載が、登録時に記入したイ 所在地（住所）、ウ 商号・名称、エ 代表者役職名、オ 代表者氏名の記載と一致しない場合、契約書等の訂正や再作成が必要となることがありますので、御注意ください。
- カ 実印・使用印
実印の欄には印鑑登録された実印を押印してください。
実印以外の印を市との契約に用いたい場合は、あらかじめ使用印を登録することで、実印以外の印鑑を使用することができます。
使用印の登録を希望される場合は、実印の欄に実印を押印するほか、使用印の欄に契約権限者個人が特定できる印を押印してください。
※ 使用印を登録する場合、「株式会社〇〇建設之印」のように会社名の表記しかない印鑑は登録できません。「株式会社〇〇建設 代表取締役之印」又は代表者の氏名が八王子太郎である場合「八王子太郎」「八王子」のように代表者個人が特定できる印でなければなりません。
- キ 電話番号・FAX番号
見積依頼等の連絡に使用するので、必ず記入してください。
※ 日中に電話がつながりにくい場合は、連絡が可能な電話番号を複数登録してください。
- ク メールアドレス
メールアドレスがある場合は、記入してください。
- ケ 総職員数
代表・役員数、正社員数を記入してください。正社員は、直接かつ恒常的な雇用関係にある者をいい、派遣社員、出向社員、パート、アルバイト等は含みません。
- コ 申請業種
申請書2枚目の申請業種（別表 第4条関係）に、申請する業種について得意順位を記入してください。また、申請業種の営業につき許可、免許等を所持している場合、1申請業種につき3種類以内で、許可等の種類・名称・許可番号等を記入してください。
なお、業種内容については、別表の申請業種一覧を確認してください。
※ 申請業種は5業種まで申請が可能です。同順位を記入することはできません。6位以上を誤って記入した場合、6位以上は申請業種として扱いませんので御注意ください。
※ 申請業種の営業につき許可、免許等を所持している場合は、上記に従い記入の上、許可書等の写しを提出してください。

- (2) 誓約書
個人事業者が申請する場合は、契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者に該当しないことを確認するため、誓約書の提出が必要となります。未成年者、被保佐人、被補助人に該当し、法定代理人等から営業に必要な同意を得ている場合は、誓約書の書式が異なりますので契約課までご連絡ください。
※ 登録申請書に押印した実印（使用印を登録する場合は使用印）と同じ印鑑を押印してください。
- (3) 市税納税状況調査票
太枠内（納税者の欄）のみ記入し、提出してください。市税の納付状況を契約課から収納課に照会します。納付状況の照会は、1(4)に定める市税の滞納の有無に限定して行います。本書はこの確認調査に対する同意書として提出いただきます。

- (4) 雇用保険等加入状況申出書
雇用保険等の加入状況について記入し、提出してください。
加入している保険について、加入状況が確認できる書類を添付してください。
※ 登録申請書に押印した実印（使用印を登録する場合は使用印）と同じ印鑑を押印してください。
- (5) 返信用封筒
登録完了後に登録申請書（控）を返付するので、宛名を記入し、返信用切手（140円分）を貼付した返信用封筒を同封してください。
- (6) 提出書類チェックシート
提出書類にもれがないかチェックシートにチェックのうえ、提出してください。
- (7) 支払金口座振替依頼書（債権者登録）
受注した工事の代金は業務完了後に口座振替でお支払いします。支払金口座振替依頼書を記入し、提出してください。
※ 令和6・7年度登録より継続して申請する方で、登録内容に変更がない場合は、提出不要です。
※ 支払金口座振替依頼書に押す印鑑は、登録に使用した印鑑（実印 又は（使用印を登録した場合は）使用印）となります。銀行口座に使用している印鑑ではありませんので御注意ください。また、口座名義の記入に誤りがあると振り込みができない場合がありますので、間違いないよう記入してください。

6 登録内容の変更

登録申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに次の(1)及び(2)の書類を提出してください。

- (1) 小規模工事等見積参加登録変更届（2部）
(2) 変更内容に応じた添付書類

7 登録の取消

登録の取消を希望する場合、又は建設工事等競争入札参加資格者に登録する場合は、小規模工事等見積参加登録抹消届を2部提出してください。

次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、職権により登録を取り消します。

- (1) 登録要件に該当しなくなったとき。
(2) 登録申請書に虚偽の記載があることが判明したとき。
(3) 小規模工事等の履行成績が著しく不良であり、小規模工事等の契約者として適当でないと認めるとき。
(4) その他、市が登録者として適当でないと認めるとき。

8 問い合わせ先

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市役所 契約資産部契約課 工事契約担当 電話：042-620-7215